



保険外併用療養費（初診時選定療養費）についてのQ&A

Q1 初診時選定療養費とは何ですか？

紹介状を持参せず、一般病床 200 床以上の病院を初診にて受診した場合に患者様から徴収させていただく保険外自己負担のことを言います。

初診時選定療養費の制度は、国が推進する医療政策の一つとして、「病院は入院治療や専門医療を提供する役割を担い、診療所は外来かかりつけ医機能を担うという地域における医療機関の機能分担を進める」という制度です。当制度について、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q2 紹介状があるとどのような利点があるのですか？

紹介状には、患者様の基本情報や治療に関する様々な診療情報が記載されています。この診療情報を、かかりつけ医と病院医師との間で共有することで、患者様の今までの治療経過や検査結果を参考に、適切な治療とよりスムーズな医療を提供できるようになります。また、重複検査や重複投薬を防ぐことなど、身体的負担や治療費の負担も軽減されます。

上記の内容から、当院を初診にて受診される場合には出来るだけ紹介状をご持参していただくようお願いいたします。

Q3 紹介状を持参していなくても、初診時選定療養費 2,160 円を免除されるのはどのような場合ですか？

- ・救急車で来院された患者様
- ・生活保護や特定の疾患により各種公費負担の対象となっている方 等がございます。

Q4 どのような場合に初診扱いとなるのですか？

- ・浅香山病院を初めて受診される方
- ・以前に浅香山病院で受診したことがあっても、既にその病気が治癒しており、新たな疾病で受診される場合
- ・患者様が任意で診療（治療）を中止された後、改めて受診される場合 等がございます。

